

(写)

事務連絡

令和3年10月13日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課家畜防疫対策室長

韓国におけるH5亜型鳥インフルエンザウイルス検出事例の病原性確定について（低病原性と判明）

日頃から、家畜防疫の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

先般、「韓国におけるH5亜型鳥インフルエンザウイルス（病原性未確定）の検出について」（令和3年10月8日付け3消安第3636号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、韓国忠清南道牙山市及び京畿道安城市で採取された野鳥の糞便からH5亜型鳥インフルエンザウイルスが検出された旨、お知らせしたところです。その後、追加の検査により2件ともに低病原性であることが確認された旨、韓国当局よりプレスリリースされましたのでお知らせいたします。

また、当該2件以外にも、新たに全羅北道井邑市においても野鳥の糞便からH5亜型低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されるなど、病原性にかかわらず、隣国である韓国では鳥インフルエンザウイルスを保有した渡り鳥の飛来が始まっており、我が国でも鳥インフルエンザウイルスの侵入及び本病の発生に対する警戒を引き続き強める必要があります。

各都道府県におかれましては、飼養衛生管理基準の遵守に係る指導・助言及び万が一の発生時のまん延防止対策の徹底について引き続き、指導・助言を実施するよう改めてお願いします。

【担当】

農林水産省消費・安全局

動物衛生課防疫企画班

青山、田中、中島、石川

Tel:03-3502-8292